

自主規制モニター会議議事要旨（2024年10月29日）

I. 日 時

2024年10月29日（火）10時00分～11時30分

II. 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 403会議室

III. 出席者

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）

神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、塩谷 公朗、岳野 万里夫、長谷川 高顕、
浜田 康、宮園 雅敬

○ 日本公認会計士協会

茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（副会長）、藤本 貴子*（副会長）、伏谷 充二郎
（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄（品
質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、
江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

※ 次第Ⅲ3(3)のみ

IV. 議事要旨

1. 今年度のモニタリングの重点項目

今年度のモニタリングの重点項目について、担当役員から説明があった。

2. 自主規制制度の運営状況

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度（審査申立
て制度を含む。）の運営状況について報告があった。（資料配付）

また、直近の監査法人に対する検査結果に基づく公認会計士・監査審査会（以下「CPAAOB」
という。）の行政処分勧告を踏まえた対応（CPAAOBの検査と品質管理レビューの結果の差
異分析と改善策の検討）について、担当役員及びレビューアーから説明があった。

3. 自主規制に係る論題

(1) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの今後の活動について報告
があった。（資料配付）

(2) 個別事案審査における調査・審査の迅速化に係る対応

個別事案審査制度の調査期間短縮化に向けた検討について報告があった。(資料配付)

(3) サステナビリティ情報の開示と保証に係る議論の状況

サステナビリティ情報の開示と保証に係る議論の状況について、担当役員から説明があった。

4. 意見交換

上記2に関連して、委員から以下の意見があった。

(1) 品質管理レビュー制度関係 (CPAAOB の行政処分勧告を踏まえた対応)

- 協会の品質管理レビューと CPAAOB の検査では、掛ける期間、指摘の粒度、アプローチの仕方などに違いはあるものの、これを理由に差異が生じてもやむを得ないとしては、今後も同様の事態を繰り返す懸念がある。差異を生じさせないために本質的・抜本的にどうすべきかを十分に検討し、社会の負託に応えられるような品質管理レビューを目指す方向で議論を進めてもらいたい。
- CPAAOB の検査スキームと品質管理レビューのスキームの擦り合わせを行い、監査の品質を担保するための重要な観点を明確にした上で、極めて慎重にレビューし、指摘していかなければならない。
- テクニカルな結果の差異につながる根底の問題として、リソースの質や量の問題も考えられるのではないか。
- 取引所の上場審査においては、品質管理レビューを通じて適格性の確認がなされた登録上場会社等監査人の監査を受けることが、申請会社に求められる条件の一つになっている。本事例のような事態は、上場審査の制度にも影響があるため、しっかり原因分析を行い、今後の対応も含め共有してもらいたい。
- 短期間での取りまとめを予定していることについて、早期に結論を出し、その旨社会に公表することは大切であるが、同時に、徹底した対応策の検討が必要であることを踏まえ、議論の時間を十分に確保していただきたい。
- 上場会社に対する信頼は、公認会計士又は監査法人による監査と金融商品取引所の上場管理・上場審査に依拠している。監査の品質確保を切に願っており、今回の事案を機に、協会ですっかりした取組を進めようとしていることは評価する。
- 自主規制機関の監査やレビューを当局と同じレベル・頻度で行うことは、基本的

な制度設計にもよるが、一般的には難しいと考えている。品質管理レビューの在り方やCPAA0Bとの結果の差異の検証に当たっては、差異がどこにあるかということと併せて、当局の検査とどのように連携・協力するか、といった視点も必要と考える。

(2) 上場会社等監査人登録制度関係

- 2024年10月1日付けで発出した会長声明は、意を尽くした内容である。登録後も登録時に整備した体制の維持・向上を求めていくことが必要であり、情勢の変化に対応した新たな取組も円滑にこなしていく必要がある。手間とリソースは掛かると思うが、制度の信頼性・頑健性を維持していくために効果的・効率的な方法を模索しながら取り組んでもらいたい。
- 東京証券取引所の市場再編に伴う新市場区分への移行において、選択した市場区分の上場維持基準に適合していない会社が存在する。上場維持基準の適合に向けた取組を図るための経過措置の期限が2025年3月以降順次到来するため、こうした会社の状況を監査人の立場からも注視してもらいたい。

このほか、上記3(3)に関連して、財務情報と非財務情報の結合性、サステナビリティ保証の担い手、サステナビリティ情報の特徴を捉えた保証制度の枠組みの検討の必要性、新たな業務として公認会計士がサステナビリティ保証を担う場合の従来の監査業務への影響などについて、意見交換がなされた。

以 上

<お問い合わせ先>

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp